

様式第1号（第4条関係）

いすみ市粉砕機利用申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 団体名  
住 所  
代表者氏名 ④

粉砕機の利用について、いすみ市粉砕機貸出要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、利用に当たっては、下記の条件及び注意事項を遵守します。

記

- 1 借用期間 開始日 年 月 日（ ）  
（7日以内） 返却日 年 月 日（ ） [ 日間]
- 2 利用場所 いすみ市
- 3 利用目的
- 4 添付書類
  - ・団体の組織規則及び会員名簿
  - ・利用場所の位置図
- 5 遵守事項
  - (1) 市内の土地又は施設等の維持管理その他の活動で発生した剪定枝又は竹（それぞれ直径180ミリメートル以内に限る。）に限り、使用すること。
  - (2) 粉砕後の剪定枝等については、市内の一般廃棄物集積ステーション又はいすみクリーンセンター若しくは大原クリーンセンターへ排出してはならない。
  - (3) 貸出期間は、開始日及び返却日を含めて7日間を限度とする。ただし、7日目が休日及び祝祭日の場合は、その前日に返却すること。
  - (4) 貸出期間中は、粉砕機が盗難又は雨等による被害を避けるために適正な場所に保管すること。
  - (5) 粉砕機の運搬については、利用団体が行うこと。
  - (6) 粉砕機を初めて使用する際には、環境水道課の職員の指導を受けること。
  - (7) 粉砕機の操作については、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
  - (8) 粉砕機の利用については、ゴーグル、手袋及び保護服等を着用し、安全に努めること。
  - (9) 粉砕機を使用している際機械に異常を感知したときは、直ちに使用を中止して環境水道課に連絡すること。なお、破砕機の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
  - (10) 粉砕機の利用を終了したときは、十分に粉砕機の清掃及び点検をし、燃料を補充した後借用期限内に返却すること。